## ○福島地方水道用水供給企業団水道用水 供給条例施行規程

平成 19 年 1 月 31 日 管 理 規 程 第 1 号

改正 平成 20 年 6 月 18 日管理規程第 2 号

平成21年4月1日管理規程第1号

(趣旨)

- 第1条 この規程は、福島地方水道用水供給企業団水道用水供給条例(平成18年条 例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (供給する地点)
- 第2条 条例第2条に規定する企業団が用水供給の対象とする団体(以下「受水団体」という。) へ水道用水を供給する地点は、別表のとおりとする。
- 2 企業団及び受水団体は、供給する地点における各自の施設を善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。

(水道用水の水質基準の遵守)

第3条 水道用水の水質は、第2条に規定する供給する地点において、水道法(昭和32年法律第177号)第4条及び水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)に適合していなければならない。

(申込み及び承諾)

- 第4条 受水団体は、毎年10月末日までに、翌年度の4月1日から3月31日までの予定受水量等を明記し、供給する地点ごとに受水申込書 (様式第1号) により申込みしなければならない。
- 2 前項に規定する申込みがあった場合、企業長は、受水団体の予定受水量、企業 団の認可水量、施設能力等を勘案し、給水が可能であると認められるときは、給 水承諾書(様式第2号)により承諾するものとする。
- 3 受水団体は、前項に基づく承諾を受けた後において、予定受水量に変更が生じた場合は、速やかに企業長と協議するものとする。

(使用水量の決定等)

第5条 条例第5条に規定する使用水量は、毎月月末に集計し、決定するものとす

る。

- 2 企業長は、使用水量の決定を行ったときは、当該決定の日から7日以内に使用 水量通知書(様式第3号)により、受水団体に通知するものとする。ただし、特別の 事情がある場合は、この限りでない。
- 3 受水団体は、決定された使用水量に対し疑義がある場合、企業長に対し、当該 使用水量に関する調査を求めることができる。

(給水料金の徴収等)

- **第6条** 条例第6条に規定する給水料金の徴収については、使用水量を決定した月の翌月10日までに納入通知書により請求するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 2 給水料金の徴収に関し、その納期限及び金融機関については、企業長が定めるものとする。
- 3 受水団体は、第1項に規定する請求を受けた場合は、定められた納期限までに 給水料金を支払わなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、あらか じめ申出を行い企業長の承認を得ることで、納期限を延期することができる。

(給水料金の減免)

- **第7条** 条例第7条の規定により減免をすることができるのは、次の各号に掲げる場合とする。
  - (1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第 150号)第2条の規定による指定を受けた激甚災害の場合
  - (2) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について(昭和49年2月27日厚生省環第121号)により国庫補助を受けた災害の場合
  - (3) その他、企業長が必要と認める場合
- 2 前項に規定する災害等の場合に減免することができる料金の範囲及び額等に ついては、企業長がその都度定めるものとする。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。 (福島地方水道用水供給企業団水道用水供給条例施行規程の廃止) 2 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給条例施行規程(平成14年管理規程第1号)は、廃止する。

附 則 (平成20年6月18日管理規程第2号)

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日管理規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

## 別表 (第2条関係)

受水者	給	水 地 点
	福島南部受水池	福島市平石字古屋數地內
	福島中央部受水池	福島市町庭坂字天狗塚地内
福島市	福島北部配水池	福島市飯坂町平野字沼ノ内地内
	飯野受水池	福島市飯野町青木字野仲地内
	福島鳥川配水池	福島市上鳥渡字玉ノ森地内
二本松市	安 達 受 水 池	二本松市渋川字羽黒山地内
	東和受水池	二本松市木幡字中越地内
	伊達第一受水池	伊達部桑折町大字松原字大沢地内
	伊達第二受水池	伊達市箱崎字聖天森地内
	梁川第一受水池	伊連市梁川町字南中峯地内
	梁川第二受水池	伊達市梁川町五十沢字東大窪地内
伊 達 市	堰本配水池	伊達市梁川町新田字笠石地内
	保原第一受水池	伊達市保原町上保原字愚公谷地内
	保原第二受水池	伊達市保原町所沢字新井山地内
	霊 山 受 水 池	伊達市霊山町掛田字小沢地内
	月 舘 受 水 池	伊達市月館町糠田字吉作山地内
桑 折 町	桑折受水池	伊達郡桑折町大字万正寺字平地内
国 見 町	国 見 受 水 池	伊達郡国見町大字泉田字三ツ谷地内
川俣町	川俣受水池	伊達部川俣町大字小神字行治山地内

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

受 水 申 込 書

企業長(氏名) 様

申込団体(氏名) ⑩

福島地方水道用水供給企業団水道用水供給条例第3条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

- 年度の年間受水量 n³
   年4月1目から 年3月31目まで)
- 2 月別及び供給する地点別の受水量内訳は、別紙のとおり。

年間受水量申込内訳書	和	月合計 1日最大 1日平均 月合計 摘 要 で受水量 受水量 受水量 受水量														
	(供給する地点名)	1日最大 1日平均 受水量 受水量														
	(供給する地点名)	1日最大 1日平均 月 合 計受 水量 受 水量														
	(供給する地点名)	1日最大 1日平均 月 合計 日受水量 受水量 受水量														
別紙	(東北) を 対点		4	22	9	2	8	6	10	11	12	1	2	3	슈큐	:

6水量の単位・m3

様式第2号(第4条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

受 水 承 諾 書

企業長(氏名) 様

申込団体(氏名) 印

年 月 日付けで申込みのあった、 年度の年間給水量について、 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給条例第3条の規定により、下記のとおり 承諾いたします。

記

- 1 年度の年間給水量 m<sup>3</sup> ( 年4月1目から 年3月31目まで)
- 2 月別及び供給する地点別の給水量内訳は、別紙のとおり。

圉 椞 計量 合水 均量月浴 平木 Ш ďП 最水 市車 ##1 台水 (供給する地点名) 均量月光 誤 \ } ¥  $\mathbb{K}$ 大<sub></sub> 田 <sup>3</sup> 込 最水 # 屾 合水 供給する地点名) 长 内量 月缩 箈 平木 罡 大量 # 最水 計 日 書 彩 7 台水 (供給する地点名) 均量 平木 Ш 最水 二。 年給する地点 信 吊杏 別紙 10 Ξ 12 4 Ŋ 9  $\infty$ 6  $^{\circ}$ က 沼

※水量の単位:㎡

様式第3号(第5条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

使 用 水 量 通 知 書

様

企業長(氏 名) @

月分の給水量について、福島地方水道用水供給企業団水道用水供給条例施 行規則第5条の規定により、次のとおり通知します。

1 4 7	11/900/10/10 0 26/22/90/2011 0 2 7 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0															
,	供	給	す	る	地	点	名		今	月	の	給	水	量	備	考
		合	ì		i	+								m³		

(認定)